

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

役職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本連盟」という。）の役員および職員（以下「役職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的と事業遂行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役職員の範囲)

第2条 この規程において、役員とは定款第14条に規定する理事および監事、ならびに、同第58条に規定する専門部会委員をいい、職員とは定款第59条に規定する事務局の職員をいう。

(役職員の職務の基本)

第3条 役職員は、定款第3条に規定する目的を達成するため、法令および定款その他の本連盟の諸規程に基づき、職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

(役職員の順守事項)

第4条 役職員は、暴力、性的嫌がらせ、ドーピングその他の薬物使用等の行為を行ってはならない。

2 役職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋、強要をしてはならない。

4 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づいて適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

(違反した場合の措置)

第5条 役職員がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる

場合は、総務部会において調査を行い、調査の結果その役職員がこの規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、会長が総務部会の意見に基づき必要な措置をとるものとする。

附則 この規程は、平成26年6月8日から施行する。